

(様式2)

札子推第 号
年 月 日

(法人名称)

(代表者名)

様

札幌市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった札幌市フリースクール等民間施設事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助の目的及び対象となる事業

不登校児童生徒の社会的自立に資するため、札幌市内のフリースクール等民間施設を利用する児童生徒の指導体制の整備、教材や体験活動等の充実に要する経費の一部を交付する。

2 補助金額は次のとおりとする。

補助金額 金 円

3 補助金は、事業終了後確定された金額を札幌市の規定に基づき交付する。

(補助金は概算払として、交付決定された補助金額を本通知の送付日から30日以内に交付する。なお、補助金額の確定後、概算金額の精算を行うこと。)

4 補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容を変更(軽微なものを除く。)する場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助金は、目的以外に使用しないこと。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

5 補助事業完了後(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)速やかに、別に定める様式により補助事業実績報告書を作成し、市長あて提出すること。

6 補助条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

8 補助対象経費となる基準を満たしていても、証拠書類がない等の理由により補助対象経費として認められない場合があるので十分注意すること。